

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年5月11日

近畿地方整備局

近畿幹線道路調査事務所長 田中 基裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1. 該当招請の主旨

本業務については、大阪湾岸地域の現状と課題、開発計画等に関し深く精通し、社会情勢の変化に合わせた大阪湾臨海地域開発整備法の有効な活用に向けベイエリア地域的情勢を熟知するとともに、大阪湾を中心とした地域が抱える特有の課題に対し、特定の経済活動に偏らないよう幅広く経済界や行政の精緻な情報、データを的確に収集できる能力が必要であることから、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度大阪湾ベイエリア整備効果検討業務
- (2) 業務内容
  - 1)世界・アジアにおける近畿の位置づけ
  - 2)近畿の産業立地に関する検討
  - 3)物流に関する検討
  - 4)事業推進のための資料作成
- (3) 履行期限 平成20年3月10日

## 3. 業務目的

本業務は、世界・アジアの経済成長と社会資本整備、国際物流の動向を把握し、大阪湾ベイエリアの活性化・大阪都市部再生に必要となる地域のあり方を検討するとともに、阪神港と国際物流基幹ネットワークの必要性及び整備効果に関する検討を行い、結果について広く広報することを目的とする。

#### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

##### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から、指名停止を受けている期間中でないこと。

##### 2) 技術力に関する要件

大阪湾岸地域に関する現状と課題、開発計画等に関して、専門的知識と豊富な実績が必要なことから、以下の①及び②を満たすものとする。

- ① 大阪湾岸地域と内陸部との一体的開発整備に関する調査研究及び業務について豊富な実績を有すること。
- ② 大阪湾岸地域の活性化に資する開発整備に関する調査研究及び業務について豊富な実績を有すること。

##### 3) 業務実績に関する要件

平成14年度以降において元請けで受注し、完了した業務で、下記に示される同種又は類似業務について15件以上の受注実績を有していること。

同種業務: 大阪湾岸地域と内陸部との一体的開発整備に関する検討業務

類似業務: 大阪湾岸地域の活性化に資する開発整備に関する検討業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

##### ① 配置予定管理技術者

###### ・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門: 建設部門に係る科目に限る)。

イ) 技術士(建設部門)の資格を取得後7年以上の実務経験を有する者。

ウ) RCCM

エ) 国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

###### ・同種業務又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、5件以上の受注実績を有している者。

同種業務: 大阪湾岸地域と内陸部との一体的開発整備に関する検討業務

類似業務: 大阪湾岸地域の活性化に資する開発整備に関する検討業務

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒553-0005 大阪府大阪市福島区野田5丁目17-22

国土交通省近畿地方整備局 近畿幹線道路調査事務所 総務課 総務係

### (2) 説明書の交付機関、場所及び方法

#### ①交付期間

平成19年5月14日から平成19年5月24日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は、9時30分から16時30分まで)

#### ②交付場所

(1)に同じ

#### ③交付方法

手渡しとする。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

#### ①提出期限

平成19年5月24日16時30分

#### ②提出場所

(1)に同じ。

#### ③提出方法

持参によるものとする。郵送、または電送及びその他の方法によるものは認めない。

## 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：5.(1)に同じ

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式の技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年6月12日16時30分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選任された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。